

議事要旨(3) 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬専門委員長及び秋葉主席研究員より、プロジェクト計画表における企業結合（ステップ2）について、7月上旬の公表に向けて検討を進めている論点整理案に沿った説明がなされた後、次のような質疑応答がなされた。

（【論点3-5】少数株主持分への取得原価の配分（全部のれんの可否））

- ・ ここでは、今後の方向性として、少数株主持分を取得日の時価で測定することを認める考え方（全部のれん方式）も選択肢として検討することが示されている。全部のれん方式は、一般的には経済的単一体説を前提とした上で取り得る方式であることから、【論点1】少数株主持分の取扱いにおいても両論（親会社説、経済的単一体説）を示した方がよいのではないかと。
- ・ 現行の会計基準においても、全面時価評価法を採用していること等、純粋な意味での親会社説を採っているとはいえないのではないかと。
これらの点につき、事務局側から、全部のれん方式を採ることと親会社説とは必ずしも矛盾するものではなく、脚注においても補足の説明を行っているとの回答がなされた。

（【論点4】のれんの会計処理について [追加検討] 無形資産への配分について）

- ・ のれんを非償却とする場合、専門委員会では、今までの実務とは異なり、今後は無形資産への配分の厳格化が求められるという意見が多いようだが、識別可能なものは識別するというのが原則であるので、のれんの償却・非償却と、無形資産への配分の論点は中立ではないかと。
- ・ 英国の歴史をみれば、むしろ無形資産へ配分し償却しないということも考えられるかどうか。
これらの点につき、事務局側から、国際的な会計基準では、無形資産の耐用年数を確定できない場合は償却しないとしている点も踏まえると、無形資産の会計基準自体にも関わりますが、実務に及ぼす影響についても配慮しつつ、表現ぶりについては、検討したいとの回答がなされた。

（【論点5】子会社に対する支配の喪失について）

- ・ 売却等により、被投資会社が子会社から関連会社にも該当しなくなる場合において、当該被投資会社に対する投資が残存しているときには、当該残存投資について、投資が継続しているとみる考え方は、段階取得の考え方とも整合するものであり、脚注ではなく対案として本文中に記載することに賛成であるという意見があった。

以上